

## 紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した際の定額負担について

令和2年 3月11日

都城医療センター 院長

外来医療の機能分化を推進する観点から、令和2年3月5日保険医療費担当規則等（厚生労働省令）の一部が改正され、当院は定額負担を徴収する責務がある医療機関に該当することになりました。

現在、紹介状なしで初診の受診をされた場合、選定療養費として2,750円（税込）の負担を頂いておりますが、

令和2年4月1日からは紹介状なしで初診の受診をされた場合、5,500円（税込）を徴収する責務となりますことを御理解ください。

今までどおり、救急の患者、公費負担医療制度の受給者等からは定額の負担は頂きません。

### 紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した際の定額負担の対象範囲の拡大

▶ 外来医療の機能分化を推進する観点から、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した際の定額負担について、

- (1) 紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収する責務がある医療機関の**対象範囲を拡大**する。
- (2) 定額負担を徴収しなかった場合の事由について、**報告を求め**る。

※(2)については、(1)以外の病院であって、特別の料金を徴収する医療機関も対象とする。

#### 現行(対象病院)

特定機能病院及び許可病床数400床以上の地域医療支援病院



#### 改定後(対象病院)

特定機能病院及び**地域医療支援病院(一般病床200床未満を除く。)**

#### [経過措置]

自治体による条例制定が必要な公的医療機関については、条例を制定するまでの期間を考慮し、6か月間の経過措置を設ける。